

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを
図るための 2022 年度政府予算に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に 35 人に引き下げられる。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校等での 35 人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細やかな教育をするためには 30 人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

また、義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられたが、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

こうした観点から、2022 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要請する。

記

1. 中学校・高等学校等での 35 人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 子どもたちのゆたかな学びを実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 28 日

広島県庄原市議会

(提出先) 内閣総理大臣/総務大臣/財務大臣/文部科学大臣/衆議院議長/参議院議長